

件であります。これは、同様に、法制局職員の見定員を二人ふやし、七十六人とするものであります。よろしく御承認くださるようお願いいたします。

○大島委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

国会議員の政策担当秘書資格試験等実施規程の一部を改正する規程案

衆議院事務局職員定員規程の一部を改正する規程案

衆議院法制局職員定員規程の一部を改正する規程案

〔本号末尾に掲載〕

○大島委員長 それでは、まず、国会議員の政策担当秘書資格試験等実施規程の一部改正の件につきましては、お手元に配付の案のとおり決定すべきものと議長に答申するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○大島委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

次に、衆議院事務局職員定員規程の一部改正の件につきましては、お手元に配付の案を委員会の成案と決定し、これを委員会提出の規程案とするに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○大島委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

次に、衆議院法制局職員定員規程の一部改正の件につきましては、お手元に配付の案を委員会の成案と決定し、これを委員会提出の規程案とするに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○大島委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

○大島委員長 次に、ただいま本委員会提出とするに決定いたしました国立国会図書館法の一部を改正する法律案、衆議院事務局職員定員規程の一

部を改正する規程案、衆議院法制局職員定員規程の一部を改正する規程案は、本日の本会議において緊急上程するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○大島委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

○大島委員長 次に、趣旨説明を聴取する議案の件についてであります。内閣提出の行政機関の職員定員に関する法律等の一部を改正する法律案は、本日の本会議において趣旨の説明を聴取し、これに対する質疑を行うことに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○大島委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

なお、右法律案の趣旨説明は、統国務大臣が行います。右の趣旨説明に対し、民主党の山元勉君から、質疑の通告があります。

質疑時間は、十五分以内とするに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○大島委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

なお、質疑者の要求大臣は、お手元の印刷物のとおりであります。

一、趣旨説明を聴取する議案の件

行政機関の職員定員に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)

趣旨説明 国務大臣 統 訓弘君

質疑通告

総務 官房長官 山元 勉君(民主)

沖繩開発

○大島委員長 次に、本日の本会議の議事の順序について、事務総長の説明を求めます。

○谷事務総長 まず最初に、日程第一につき、中

山商工委員長の報告がございまして、全会一致であります。

次に、日程第二につき、田端科学技術委員長の報告がございまして、全会一致であります。

次に、日程第三につき、大口建設委員長の報告がございまして、共産党が反対でございまして、

次に、ただいま御決定いただきました国立国会図書館法の一部改正案、本院の事務局職員定員規程の一部改正案及び法制局職員定員規程の一部改正案の三案を緊急上程いたしまして、大島委員長

の趣旨弁明がございまして、三案を一括して採決いたします。全会一致であります。

次に、行政機関職員定員法等の一部改正案につきまして、統国務大臣から趣旨の説明がございまして、質疑が行われます。

本日の議事は、以上でございまして、

議事日程 第十五号

平成十二年三月三十日

午後一時開議

第一 アルコール事業法案(内閣提出、参議院送付)

第二 技術士法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第三 大深度地下の公共的使用に関する特別措置法案(内閣提出)

○大島委員長 それでは、本日の本会議は、午後零時五十分予鈴、午後一時から開会いたします。

○大島委員長 次に、次回の本会議の件についてであります。次回の本会議は、明三十一日金曜

日午後一時から開会することといたします。また、同日午前十一時理事会、正午から委員会を開会いたします。

本日は、これにて散会いたします。

午後零時七分散会

国立国会図書館法の一部を改正する法律案

国立国会図書館法(昭和二十三年法律第五号)の

一部を次のように改正する。

第二十四条第一項中「左の各号」を「次の各号の

いづれかに、「機密扱を「機密扱い」に、「のた

並びに」を「又は」に、「国際的交換の用又は」を「交

換に改め、「その発行部数が五百部以上のときは

その三十部、その発行部数が五百部未満のときは

はを削り、「三十部未満の部数」を、「三十部

以下の部数」に改め、ただし書を削り、同項第

六号から第八号までを次のように改める。

六 映画フィルム

七 前各号に掲げるもののほか、印刷その他の

方法により複製した文書又は図画

八 蓄音機用レコード

第二十四条第一項に次の一号を加える。

九 電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚

によつて認識することができない方法によ

り文字、映像、音又はプログラムを記録した

物

第二十四条の二第二項中「前条の規定に準じ、

その出版物を」同項に規定する目的のため、館長

附 則

1 この法律は、平成十二年十月一日から施行す

る。

2 この法律による改正後の国立国会図書館法第

二十四条第一項第六号に該当する出版物につい

ては、当分の間、館長の定めるところにより、

同条から第二十五条までの規定にかかわらず、

その納入を免ずることができる。

3 この法律の施行前に発行された出版物の納入

については、なお従前の例による。

和二十四年法律第九十四号)の一部を次のように改正する。
附則中第二項を削り、第三項を第二項とする。

理由

国立国会図書館が納本による図書館資料の収集をより一層適正に行うため、パッケージ系電子出版物を納入対象に加えるとともに、国、地方公共団体等が発行する出版物の納入部数を見直す必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

国立国会図書館法による出版物の納入に関する規程の一部を改正する規程案

国立国会図書館法による出版物の納入に関する規程の一部を改正する規程
国立国会図書館法による出版物の納入に関する規程(昭和二十四年国立国会図書館規程第三号)の一部を次のように改正する。

第四条に見出しとして「(納入の免除)」を付し、同条中「但し」を「ただし」に改め、同条を第六条とし、同条の次に次の一条を加える。

(委任)

第七条 この規程に定めるもののほか、出版物の納入に必要事項は、館長が定める。

第三条に見出しとして「(代償金額の決定手続)」を付し、同条を第五条とする。

第二条に見出しとして「(市町村等の諸機関の納入部数)」を付し、同条中、市町村を「市(特別区を含む。以下同じ。町村)」に、「諸機関」を「諸機関が」に、「各号による」を「各号の区分に応じ、当該各号に掲げる部数とする」に改め、同条第一号中「第二百五十二条の十九第一項の」を「第二百五十二条の十九第一項に規定する」に、「の場合にあつては、発行部数が五百部以上のときはその十部とし、発行部数が五百部未満のときはその三部とする。を」又はこれに準ずるものの諸機関(五部)」に改め、同条第二号中「市以外の市(特別区を含む。及び町村の場合にあつては、発行部数が五百部以上のときはその三部とし、発行部数が五百部未満のときはその二部とする。を」指定都市以外の市又はこれに準ずるものの諸機関(三部)」に改め、同条第三号を次のように改める。

三 町村又はこれに準ずるものの諸機関(二部)
第二条を第三号とし、同条の次に次の一条を加える。

(納入部数の上限)
第四条 前三条に規定する納入部数が当該出版物の発行部数の一割を超える場合の当該納入部数は、当該発行部数の一割とする。

第一条に見出しとして「(国の諸機関の納入部数)」を付し、同条中「国立国会図書館法」の下に「昭和二十三年法律第五号」を加え、「又は第二十四条の第二項」を削り、「出版物の発行部数が五百部未満のとき納入すべき」を「国の諸機関が納入すべき出版物の」に、「その一割を」館長の定める区分に応じ、五部以上三十部以下の範囲内で館長の定める部数」に改め、ただし書を削り、同条の次に次の一条を加える。

(都道府県等の諸機関の納入部数)
第二条 法第二十四条の第二項の規定により都道府県又はこれに準ずるものの諸機関が納入する出版物の部数は、特別の事由のない限り、五部とする。

附則

1 この規程は、国立国会図書館法の一部を改正する法律(平成十二年法律第 号)の施行の日から施行する。

2 この規程の施行前に発行された出版物の納入については、なお従前の例による。

国立国会図書館組織規程の一部を改正する規程案

国立国会図書館組織規程の一部を改正する規程
国立国会図書館組織規程(昭和六十一年国立国会図書館組織規程(昭和六十一年国立国会

会図書館規程第一号)の一部を次のように改正する。

第五号中第八号を第九号とし、第四号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、同条第三号中「資料」の下に「及び第二号の資料(図書館において整理するものに限る。)」を加え、同号を同条第四号とし、同条第二号中「音楽資料」の下に「映像資料」を加え、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 電磁的資料(館法第二十四条第一項第九号に該当する出版物をいう。の整理(専門資料)及び図書館協力部において行うものを除く。に関する。こと。

第七号第三号及び第四号中「音楽資料」の下に「映像資料」を加える。

附則

この規程は、国立国会図書館法の一部を改正する法律(平成十二年法律第 号)の施行の日から施行する。

国立国会図書館職員定員規程の一部を改正する規程案

国立国会図書館職員定員規程の一部を改正する規程
国立国会図書館職員定員規程(昭和三十三年国立国会図書館規程第一号)の一部を次のように改正する。

本則中「八百六十人」を「八百六十五人」に改める。

附則

1 この規程は、平成十二年四月一日から施行する。

2 この規程による改正後の国立国会図書館職員定員規程の本則の規定にかかわらず、定員は、平成十二年九月三十日までの間は、八百六十四人とする。

国立国会図書館組織規程の一部を改正する規程案

国立国会図書館組織規程の一部を改正する規程
国立国会図書館組織規程(昭和六十一年国立国会図書館組織規程第一号)の一部を次のように改正する。

第四号中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号から第十二号までを一号ずつ繰り上げ、同条第十三号中「全国書誌」を「館法第七條に規定する国内の出版物の目録又は索引(以下「全国書誌」という。に改め、同号を同条第十二号とし、同条第十四号中「第二号」を「第十一号」に改め、同条第十五号中「第十三号」を「第十五号」に改め、同条第十六号中「第七号」を「第八号」とし、第四号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 全国書誌の作成及び出版の総括及び調整に関する。こと。

この規程は、平成十二年四月一日から施行する。

附則
この規程は、平成十二年四月一日から施行する。

附則
この規程は、平成十二年四月一日から施行する。

附則
この規程は、平成十二年四月一日から施行する。

附則
この規程は、平成十二年四月一日から施行する。

附則
この規程は、平成十二年四月一日から施行する。

附則
この規程は、平成十二年四月一日から施行する。

附則
この規程は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成十二年四月一日から施行する。

2 民法の一部を改正する法律(平成十一年法律第四百四十九号)附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者については、この規程による改正後の国会議員の政策担当秘書資格試験等実施規程第七条及び第二十九条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

衆議院事務局職員定員規程の一部を改正する規程案

衆議院事務局職員定員規程の一部を改正する規程

衆議院事務局職員定員規程(昭和三十三年三月二十八日議決)の一部を次のように改正する。

第一条中「千七百二十四人」を「千七百三十二人」に改める。

附 則

1 この規程は、平成十二年四月一日から施行し、改正後の衆議院事務局職員定員規程(以下「新規程」という。)の規定は、同年一月二十日から適用する。

2 新規程第一条の規定にかかわらず、同条に規定する定員は、平成十二年三月三十一日までの間は、千七百二十七人とする。

衆議院法制局職員定員規程の一部を改正する規程案

衆議院法制局職員定員規程の一部を改正する規程

衆議院法制局職員定員規程(昭和三十三年三月二十八日議決)の一部を次のように改正する。

本則中「七十四人」を「七十六人」に改める。

附 則

1 この規程は、平成十二年四月一日から施行し、改正後の衆議院法制局職員定員規程(以下「新規程」という。)の規定は、同年一月二十日から適用する。

ら適用する。

2 新規程本則の規定にかかわらず、定員は、平成十二年三月三十一日までの間は、七十五人とする。